

痴漢と冤罪についての一考察 (三)

斎藤信治

はしがき

I 要点概説

(注、参考文献・略称)

(以上、一二六卷五・六号)

II 要点各説

第一款 被害の実在性 (1) 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性 (2) 変わり種——背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題——巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性 (3) デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言三種 (及び警察官「現認」事件)

(以上、一二六卷九・十号)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を!

(以上、本号)

III 裁判例から

痴漢と冤罪についての一考察 (三) (斎藤)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

(一) 痴漢事件の社会的的重要性　痴漢は民主社会の根本理念である各個人の尊厳に対する卑劣かつ傲慢極まる性的侵害であり、被害も概して深刻で（心的外傷後ストレス症候群PTSDのような持続的・永続的被害すら稀ではないという）、その悪質性は深く認識されるべきものだ（なお、捜査協力・出廷・証言あるいは不本意な裁判結果の場合の被害者の負担も重い）。その撲滅が緊要な社会的要請なのは（男にも、娘・妻・恋人等がいたりすることは別としても）、余りに当然のことである。しかし、また、痴漢冤罪も被告人・妻を初めとする家族の失職・窮乏・不和・精神異状・自殺（同未遂）などの人生崩壊まで来し得る深刻重大事である。しかも、殺人事件などとは異なり、善良な一般市民にとっても、電車を利用する限り、男なら殆ど誰でも、いつ自分の身に降りかかって来るかも知れない、女性にとっても夫・恋人・息子・孫等をいつ災難が見舞うかも知れない、という社会的性格のとびきり強い冤罪問題であり、決して「他人事」では済まされないとところが顕著だ。それだけに、社会的重要性も高い（秋山・裁判官一二二頁、庭山・弁護二〇五も参照）。こうしたことを看過した「痴漢事件などは軽微事件（下らない事件）に過ぎない」「たかが痴漢事件」といった安易な認識・心構えは、痴漢冤罪の一つの要因でもあろう（原田一〇〇、井上二一、二二九も参照）。

(二) 失職・休職、実名報道　痴漢冤罪における失職や実名報道は、大きな人権問題だ。まだ逮捕・起訴といった段階で、とくに、本人が否認しているのに、既に実名報道したり解雇したりするのは、痴漢冤罪が少なくないことも考えると、報道機関（報道人）や勤務先企業（幹部）の人権感覚の乏しさを示すものだろう【後に無罪となったが実

名報道されてしまっていた例として、宇都宮線事件・三鷹バス事件など。優れた弁護活動のお蔭で勾留を免れ不起訴処分を勝ち取った事件でも〔飯島三三、三八、九八、一五〇参照〕、また、二〇一九年八月一・二日に読売・朝日等々が報じた、これは窃盗容疑だが、「誤認逮捕された女子大生が自白強要された」事件でも、実名報道されたという。冤罪であろうのに痴漢と実名報道され、父親の自殺などの悲惨な目に遭った例として、二子玉川駅事件〔菅野三七九〕。原則匿名とすべく、匿名の範囲を広げるべきことにつき、詳しくは、「IV 各方面へのメッセージ」中「報道関係者へ」参照。……実は、本人も認めていて冤罪ではないという場合でさえも、実名報道で痴漢の事実を時に永年にわたりネット等に流し続けることには、更生（社会復帰）妨害、無慈悲・違法にわたる名誉毀損という深刻・過激な弊害があり、思慮ある人のやることではあるまい】。

とくに勤務先企業については、冤罪犠牲者の企業内・上司における評価如何とも関係するが、企業により、扱いの寛・厳、人権感覚の繊細・希薄は、様々で、格差も目立つ【たとえば、池上一五九（二審有罪・執行猶予判決後も在職の上に昇進……宇都宮線事件）、三二六・七〇（勾留・起訴されたが、職場復帰、「裁判の結果を見る」とクビ・処分にならず……総武線事件。既に無罪の一審段階）、一二八・一三七・一三九（逮捕され無給の休職扱い（長期勾留）の後、逆転無罪が確定して職場復帰……荻窪路上事件）、七二（一審無罪・控訴なしの東海道線事件では被告人は自身が社長）、小泉四五（「普通に考えると、逮捕されたことが会社に知れると懲戒免職を覚悟するんだけど」、有給休暇消化、七割支給休暇。ただ、疑問ながら有罪に終わり、後に服役……京浜急行線事件）、矢田部九八・二九七、九九（世には即時懲戒解雇が多いところ、起訴後に退職金付き自己都合退職、後に復職）、小澤三二・四〇、二〇八、二二四、三〇九、F i i e 創刊号三六・四二（労組の支援もあり逮捕から一〇日弱ながら有給休暇か、その後は、労

組のお蔭でクビは免れたが、無給休職で借金生活・生活保護に転落、無罪確定で復職も、借金抱え……西武新宿線第三事件」、鈴木一二六、一三八、二〇八・二二三〔起訴されたら厄介者扱い、まだ一審でも有罪なら懲戒解雇・退職金喪失等の見込み〕、一二七・二六七・二九四・二九六＋表紙カバー裏面〔一審途中で退職金付きながら退職に追い込まれ、二審で逆転無罪になつても復職にならないばかりか、甚大な損失等が残り、再就職に次々と失敗、実家に戻つたりした後には、デザイン業自営＋アルバイトで家計……京王線逆転無罪事件〕、参照】。

一問題としての起訴休職については、国家公務員法七九条二号（休職させ得る。略式起訴では裁量上微妙か）、八〇条二・四項、一般職の職員の給与に関する法律二三条（休職者の給与）四項（給与等を六割まで支給可能。しかし、村木一四四によると、郵便不正事件に巻き込まれた厚労省局長の村木厚子氏すら無給だったとか）。また、地方公務員法二八条二項二号（休職させ得る）、三項（休職の効果等は原則として条例で規定）、職員給与に関する（東京都）条例一九条の二第二号（給与等を六割まで支給可能）があり、批判的に、かつ、痴漢冤罪の特殊性に留意して、参照すべきか。休職させるほかない場合は、先ずは有給休暇の消化、次いで給与三割減・半減など減給にせよ一部給与付きでの休職、無罪確定の場合は（休職期間に期限があり満了で解雇の場合も含めて）復職（ないし、相当な代替措置）、辺りを基本とすべきか。なお、三鷹バス事件（第一款の冒頭参照）では、起訴休職になつていた中学教諭の被告人は、逆転無罪後に晴れて復職になつたという。

（三）投資振り分け・法規制等　人権感覚の希薄（良識の欠如）を示す乱暴な拙速・過酷（懲戒）解雇などに関しては、目先利益優先傾向のある多くの（あるいは、少なからぬ）企業には節度・自主的改善を（会社法等で）活躍著しい先生との会話でも痛感したことが（期待しにくそうだ（もっとも、もちろん、皆ダメという訳でもない。上掲企業の一部のほ

かにも、たとえば、従業員が——痴漢冤罪に巻き込まれた場合についても親身配慮類推の余地があるかと淡い期待を抱くのだが——ガンに罹った場合にも見捨てまいとする企業もある。例、朝日二〇一八・二・三「フロントランナー 伊藤忠の役員小林さん」ガンでも居場所はここだと」、同二〇一九・二・三「(癌と共に)『仕事も治療も』安心できる制度は……」。他方、同二〇一九・一一・二九「癌でも働き続けたいのに……定年後、拒まれた再雇用」。

そうした拙速・過酷な(懲戒)解雇などに対しては、司法的救済の活用之余地も考えられそうなほか、社会的関心事としての企業内人権状況の劣悪、企業統治の欠陥【なお、中央ロー・ジャーナル一五巻三号・四号の柏木昇論文が興味深く精緻な検討を加えているが、少なからぬ我が国の代表的な企業で製品検査データの改竄等が横行してきたのは情けないことだ。最近では、日本郵政グループ(うち、かんぽ生命)の保険販売で詐欺・文書偽造まで含む不祥事が大きな社会問題に! そうかと思えば、日立製作所(経団連会長企業)や三菱自動車までが、外国人技能「実習」で大恥を晒し、三菱電機と子会社が新入社員自殺等続きで注目されている】の一種として、投資振り分け上の不利益——対して、模範的な企業には利益——があることが望ましいのではないか。そこで、ごく僅かながら淡い期待を全く抱かせないでもないのは、近年進展が見られ、更なる発展が期待される、それ自体極めて結構な「ESG投資」の考え方・動向である⁽⁹⁾。

別に、これも——自由主義経済の問題面の法的是正という難題に関わるだけに——国会における多数派の関心とも絡み実現可能性に疑問もあり、内容を詰める必要もあろうが、痴漢事件(など一定範囲の刑事事件)につき又は一般的に、労働法制中(労働契約法一五・一六条の付近)に、否認事件では逮捕・勾留・起訴だけで(懲戒)解雇(等)してはならない旨の規定を設けること、あるいは、そのような趣旨の判例の出現、が望まれようか。

(四) 緘維鑑定・DNA鑑定などの光 「痴漢と誤認された男性においても、その疑いを晴らすための有効な手立てがないことが通例である」と指摘した判例(第五款冒頭掲記の東京高判平二・八・二九(安廣文夫裁判長)があり(被告人が、罪を認めてしまった方が遙かに負担や厳しい処罰のリスクが少ないのに(虚偽自白選択例については、本稿(二)五四と注5参照。なお、藤野豊・自由と正義五四卷五号七)、「相当の負担を忍んで否認の態度を貫き、身の潔白を強く主張している状況」を要注意要素とする)、防衛医大教授事件の最判平二・四・一四(詳しくは、Ⅲ1参照)も、「被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではないという特質が認められる」としており、共に注目・評価される(秋山・迫る二九二、二九六、二九九)。ただ、この点、前述(Ⅰ(五)・後述のように、最近学説等では、緘維鑑定・DNA鑑定等に基づく無実主張が強力視される傾向になっている。警察庁も、新しくは平成二八年三月二五日付で更新の「電車内における痴漢対策の推進について」と題する通達で、全国の警察に対し「微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施」を指示している。

しかし、緘維鑑定・DNA鑑定などはそれぞれ注意すべき点が多いほか、警察において必ずしも励行していない場合もみられる(励行しても、行為態様等により、頼れる結果を得られない場合もあり得るが、裁判所が被害者の供述を偏重し科学的証拠をやや軽視しがちなことも励行不徹底につながっている)うえ、警察・検察には、これらを、被疑者・被告人に不利な場合にのみ活用しようとする残念な傾向もあるので、積極的に弁護側に開示しないときは、開示を要求していく必要がある【証拠開示一般に関し、安廣・時代二〇、二三、齋藤・東電八九。緘維鑑定の証拠価値(特に、犯人特定の困難性。なお、脱落の問題)につき見逃せない論文は、刑弁八七号(二〇一六年)一四三の平岡義博「痴漢事犯における緘維鑑定の諸問題」で、なお、同一八七の河合潤論文、大阪高判平一九・五・二五陶山博生裁判長等。DNA鑑定に

つき、参考文献・裁判例も含め、安廣・DNA鑑定四五三、押田・鑑定八七、一〇〇、一一八、一三三等等、斎藤・東電九五、問題を含む最判平三〇・五・一〇⁽¹⁰⁾(DNA型鑑定の信用性を否定した原判決が破棄された事例)、東京地裁平三一・二・二〇乳腺外科医無罪判決(科捜研DNA鑑定等の問題。押田・鑑定五〇、一二九、一三四、一四九も参照)、西英二ほか「犯罪捜査におけるDNA鑑定によるヒトの異同識別」化学と生物五五巻八号五五九(ネット転載。なお、一部関連して、二〇一八年二月二九日時事ドットコムニュースなど)。

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

痴漢事件では「被害者」と「加害者」の主張が真つ向から対立し、いずれの主張ももつともらしいことも多い。もちろん、供述は真実とは限らず、しばしば誤りだったりウソだったりするが、その真否の判断は困難なことが多い(そのため、審級間で明暗が極端に分かれることや、有能な裁判官の判決でも誤判として破棄されることも)。しかも、痴漢犯人の言い逃れ・無罪放免は好ましくない一方、冤罪も大変な不正であり悲惨である。そこで、犯行を確証したり、無実の強力な証拠になったりする、(前款末尾でも少しふれたように限界や難しい問題もあるもの)繊維鑑定・DNA鑑定その他の科学的・客観的証拠が貴重だ(一般的に、DNA、防犯ビデオ映像、メール・ネット履歴など利用可能な客観的証拠の飛躍的增加につき、青沼四八。検出DNA微量の場合の扱いについては、押田一四五)。もつとも、有罪証拠としては被害者の証言や時に目撃者の証言もあるが、確実な客観的証拠があることが是非とも望ましい。また、無実を分かってもらうのに大いに頼れるような供述証拠は実際上乏しく、冤罪を防ぎあるいは晴らす上では、客観的証拠の果たせる役割は特に大きい。従って、客観的証拠の確保・活用が緊要だ。そこで、裁判例でも、客観的証拠が問題とされることが多

くなっている。以下に例を挙げよう。

〔一〕たとえば、第一款〔一〕で触れた三鷹バス事件では、一種の客観的証拠である車内カメラの保存映像（および携帯電話のメール受送信時間についての携帯電話のサーバーの記録）が逆転無罪の判断に大いに役立った。また、被告人は逮捕後に両手指の付着物を採取されたが、被害者着用のスカートの繊維の付着は認められなかったことも、被告人に有利な事情となった。この点、破棄された二審判決は、弁護人の指摘に対して、「着衣の上から女性の臀部を触るという痴漢行為の態様であつても、その手指に、後に検出されるほどの着衣の繊維が付着しないこともあり得る……被害者供述の信用性を慎重に判断すべき事情とはいえるものの、被害者供述の信用性を左右するまでの事情といえない。」とし、繊維鑑定シロを（も）実際は余り重視せず、被害者供述ばかり信用した感があるが、本件はそのような態度への警鐘ともなつていよう。

〔二〕埼京線を舞台とした一つの事件では、東京高判平一七・三・二四〔河合健司裁判長〕でやはり逆転無罪となつたが、車内カメラの映像には、被害者が犯人の触っている手を被告人のそれと確認した様子は映っておらず、むしろ注意深い観察とはそぐわない挙動が窺われることも、理由とされた。

〔三〕やはり逆転無罪の東京高判平二五・七・二五〔山崎学裁判長〕では、一審裁判官の被害者に対する誘導尋問が批判されたが、警視庁科捜研の化学研究員による繊維鑑定の評価も争われ、「被告人の手の平から採取した繊維片についても、せいぜい被害者の着衣の繊維片と類似するというものに過ぎない上、当審（二審）における事実取調べの結果によると、その類似性にも疑問が提起された」。序でながら、他事件の関係だが、むしろ被害者以外の衣服の繊維片かを吟味すべき場合もあり得る（植草二二六参照）。

〔四〕他方、路上あるいはスローパー内での事件だが、大阪高判平二三・一一・八〔的場純男裁判長〕や福岡高判平二三・五・二五〔陶山博生裁判長〕のように、防犯カメラ映像が有罪認定上取り上げられた例も見られる。

〔五〕そのほか、後にⅢ―Ⅰで詳しく取り上げる最高裁の画期的な逆転無罪の裁判例〔最判平二一・四・一四刑集（Ⅱ）最高裁判所刑事判例集〕六三卷四号三三二〕の名倉事件ないし防衛医大教授事件で、繊維鑑定・DNA鑑定が問題とされた。重要なので、やや詳しく述べる。この判例は、「第二当裁判所の判断」中で、「五そこで検討すると、」として、先ず、「被告人は、捜査段階から一貫して犯行を否認しており、本件公訴事実を基礎付ける証拠としては、A（被害者）の供述があるのみであって、物的証拠等の客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった）。被告人は、本件当時六〇歳であったが、前科、前歴はなく、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない。したがって、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要がある」と判示しており、これは基本的に真に妥当と思われるが、有罪証拠について論じている文章とはいえ、「客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。）」の部分は、必ずしも本件に全面的・精確に妥当するものではない（むしろ、本件よりも被告人にとつての有利さはやや少ない部分のみを挙げている）のではないか、との疑問がある。すなわち、被害者の（検察官等に指導された）供述をほぼ鵜呑みにして（被害「女性の原審供述は詳細かつ具体的であり、疑問を差し挟む余地はない」等）、本判決によって破棄された二審の有罪判決では、（明記は避けたようでもあるが）警視庁科捜研の化学研究員の証言を——鑑定機関・鑑定者の非中立性（・単数性）も問題で、警察側の鑑定だけでは無論不安が残るが——考慮してか、繊維が付着しにくいと称する諸事情を挙げ（これに対し、荒木伸怡・刑弁五九号八一参照）、また、被告人の指先から繊維

維を採取した時点が「触った」直後ではなく、「その間被告人が指先をどのような状態にしていたか明かでない」ことを（基本的に、捜査官側が当然きちんとすべきところ、実質的に被告人に責任を転嫁し、かつ又、検察側にきちんとした立証をさせるでもなく）問題にした後に、「そうすると、下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維が被告人の指から発見することができなかつたにしても、特に不自然ではない。被告人が女性に触れてわいせつな行為をしたことには合理的な疑いがあるというとはできない。」と判示しているのであり（庭山三八七（佐藤善博）も参照。なお、「被告人の手指からは、一〇〇本を超える多数の繊維片が検出されたが、このことから、手指には繊維片は極めて付着しやすことが分かる」等とも指摘）、二審判決は（概略）「下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維が被告人の指から発見することができなかつた」こと自体は認めつつ、そのことは（上記の理由で）決定的な無罪証拠にはなり得ない、としたものかと思われる。そして、最高裁は、この点につき格別新たな事実認定をしたようには窺えない。もつとも、「色素付着ではない」無色綿繊維は被告人の手指から多数検出されており、この繊維については本件パンティに由来するものかどうか不明だと鑑定されているという（刑集六三巻四号四二九）。だとすれば、最高裁としては、「客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。）」というより、「客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、本件〔甲〕下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維は被告人の指から発見することができなかつた。もつとも、付着性等の問題のほか、〔乙〕由来不明の「色素付着ではない」無色綿繊維は被告人の指から検出されることもあり、鑑定結果の意味するところの如何については議論がある。）」とでもする方が、より適切だったように思われるが、そして、このより適切な後者は弁護人らの主張とも概ね一致し（たとえば、荒木・上掲参照。なお、それだけで、合理的疑いを生じさせ、無罪判決をするに十分な筈とも指摘している）、被告人により有

利と思われるし、上記〔甲〕の繊維が全く検出されていないことは、〔乙〕繊維は本件下着に由来するものではないことを示唆する（刑集六三巻四号四三一（秋山弁護人の上告趣意補充）参照）といえそうだが（なお、他事件で、乙の「無色綿織維は生活環境下でどこでもしばしば認められる繊維である」旨の鑑定意見もあるようだ。東京高判平二一・六・一一末尾付近参照）、どうだろうか。ただ、念のため繰り返せば、「被告人の手指に付着していた繊維……が、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった」場合でも、「被害者の供述の信用性判断は特に慎重に行う必要がある」ことに何ら変わりはない、旨の——幅を広く取った——判示とも解されよう。

なお、本件ではDNA鑑定も問題となっている。すなわち、逮捕直後、警察官に「DNA鑑定をする！」と言われたのに、検察官は「DNA鑑定は存在しない」と述べるだけで、行き届いた（採取・鑑定したのか、結果はどうだったのか等を明らかにする）説明をしていないという（秋山・刑弁五九号七九、荒木・同八二、詳しい被告人本人の上告趣意・刑集六三巻四号四三六参照）。検察官は、公正（真実と正義）を旨とするなら、もう少し明朗・率直であるべく、捜査方針見直しの用意もあり得べきだろう（後のものながら、二〇一一年公表の「検察の理念」参照）。そして、当然DNAなどの微物採取・鑑定すべきところで、していなかったり、鑑定結果を開示しなかったりすれば、（後の〔七〕で触れるように、例外もあり得るにしても）原則的には無罪（木谷・基本三〇）とされるべきであり、少なくとも訴追側に大きなハンディとなるべきである。

本判決後ながら、警察庁も、平成二二年六月二五日付の「電車内における痴漢事犯への対応について」と題する通達で、全国の警察に対し、「被害者の供述を裏付ける証拠として、微物（DNA型鑑定の対象となる資料、繊維片）鑑定が有効であることから、早期に被疑者の手指から微物採取を行い、被害者の分泌物等の有無についての鑑定（DNA

型鑑定)や着衣繊維の異同識別鑑定を活用するほか、事案の具体的態様に応じ、被害者の身体等への被疑者の分泌物等の付着の有無についての鑑定の実施を検討するなど、科学的、合理的な捜査を積極的に推進し、客観的証拠の収集に努めること。なお、各都道府県警察の体制や実情に応じ、微物採取に係る資機材を整備して必要な部署等へ配付するとともに、微物採取に従事する警察官への指導教養や現場臨場警察官への証拠保全措置に関する教養に努めること。」を指示した(その後、たとえば、平成二八年三月二五日付の「電車内における痴漢対策の推進について」と題する通達では、簡略に「微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施」を指示)。

(六) 上記の最高裁判決や警察庁通達の後、たとえば、第三款(二)で論及したが、東京地判平二九・三・九〔伊藤ゆう子裁判長〕は、電車内で女性の下着内に手を差し入れ陰部付近を触ったとの起訴につき、被害者はその「股間の前に伸びている手は被告人の手しかなく、そのほかに被害者の周囲に伸びている手はなかった」等と供述するが、「被告人は、本件当日……両手の付着物を採取され、DNA型鑑定が行われたが、鑑定の結果、被告人の両手の付着物から、被害者のDNA型と認められるものは検出されなかった。」「被告人を犯人であるとする被害者の供述は、被告人と被害者との体格差を考えた場合に生じ得る……疑問につき、……十分に具体的・合理的な説明がなされているとはいえないことに加え、……第三者による犯行可能性を排斥し得るほどの……ものとはいえない」等と指摘した上、結論として、「被告人は一貫して犯行を否認しているところ、客観的証拠や目撃供述は存在せず、……唯一の証拠は被害者の供述で……被告人を犯人と断定し得るほどの信用性・証明力を有するとはいえず、」無罪とした。

また、繊維鑑定・DNA鑑定を、形式的には「付言」ながら、実質的には少なからず重視した無罪裁判例として、さいたま地判平二二・六・二四〔井口修裁判官〕があり、スカートの手に手を差し入れ下着の上から臀部(被害者の

証言によれば、肛門と陰部の辺り）をなぞるなどしたとして起訴された被告人につき、被害者は痴漢中の手を掴んだとまでは言っていないし、被告人の手を掴んだ時は電車内が非常に混雑していた上、駅に到着していた（従って、乗客がドアから一斉に降りようとしていたであろう）可能性もある等、人違いの可能性を否定できず、別の証人の供述も、或る「駅を過ぎてから、被告人が、自分の真後ろにいた被害者に対して痴漢行為をしているのではないかと思った」といい、「その時の被告人は身体を縦にがたがたと揺らすように震わせていた」というのだが、「ゆっくりと撫でるように触られた」という被害者の述べる痴漢態様とは整合しておらず、周囲にどのような人物がいたか明かでないことも等も考慮すると、被告人以外の者が痴漢行為をしていた可能性を排除するものではない（なお、検察官の指摘する被告人の性的嗜好は、積極的に被告人の犯人性を示すほどの事情とまでは認められない）、とされた。そして、「付言すると、被告人の左手の甲と掌から採取された繊維と同種又は類似の繊維は、被害者の下着と着衣から採取した繊維からは検出されていない。また、被害者の下着に細胞様片の付着が認められ、ヒト成分が検出されたが、そのDNA型は被告人のDNA型とは一致しなかった。これらの事情は、直ちに被告人が痴漢の犯人ではないことを示すものではないが、被害者の供述する痴漢の態様はかなり執拗なものであったことに照らすと、被告人が痴漢の犯人であることに相当強い疑念を抱かせる事情であることは疑いない。」と判示されている（なお、押田一四二）。

更に、東京地判平二四・九・二〇（井下田英樹裁判官）は、被害者供述には、被害の實在に関する限り十分な信用性が認められるものの、被告人の犯人性に關しては、供述の変遷や疑問点等があるほか、「被害者は、犯人の袖を掴むまで後ろを振り返ったことがなく、犯人を含めて背後に密集していた乗客の動きや位置関係等様子が全く分からなかった筈である上、感触に基づいて自分の臀部を触っていると判断される者の手を、目で見ないまま後ろ手で押さえ

たというのである。また、犯人の手を押さえた後に、やはり目で見ないまま、その者の衣服の袖を掴み直すという行為もしている。従って、……犯人でない者の手を誤認して押さえた可能性や、袖を掴み直す際に誤って掴んだ可能性は、考えられる」等の事情があるし、執拗に被害者の体を触った（スカートを捲り上げて太股を触り、下着の上から陰部付近を触った等）にしては、被告人の手の平からは、被害者の着衣の構成繊維と類似してはいても同一とまでは言い切れないものしか検出されておらず、また、付着した繊維が少な過ぎるようでもあるし、類似しない繊維も付着していて、客観的証拠が不足しており（被告人には、前科前歴・検拳歴、この種事犯の性癖・傾向も認められず、当時閉店に向けた準備をしており、また、本件直前まで婚約者と一緒に過ごしていたという事情もあって）、合理的疑いが残るとして、無罪を言い渡している。

〔七〕他方、繊維鑑定やDNA鑑定による裏付けなしで有罪認定されているケースも従来稀でなく、その中には不当とも言い難いものが見られる。たとえば、ある裁判例（上告趣意は刑法四〇五条の上告理由に実質的には当たらないという理由からだ）、一応最決平二七・一一・二六に支持された福岡高判平二六・一一・二二（川口政明裁判長）は、二二歳の被害者の乳房・臀部を着衣の上から触るなどしたと認定したもので、車内は密着するほどまでは混んでいなかったのに、被害者と被告人は密着に近い不自然な近さで向かい合っていたことは確かなうえ、被告人は恰幅が良く目立つし、被告人はうつらうつらしていたと主張するが、実際には（第三者的立場からの目撃証言によると）目を開けていた（その外にも、被告人の複数の供述には不自然・不合理、疑問などがある）ほか、被害者に「謝つたらいいんか」とも言っている事案であり、なお、一・二審共通の認定によれば、被害者が敢えて虚偽の痴漢被害を申告していることを窺わせるような事情は何ら見当たらず、虚偽の供述をする動機も見出し難い（そのことは、被害者が、同じ列車に乗り合わせてい

た元同級生に痴漢被害を訴えた際、すごく動揺しており、その元同級生と共に被告人を捕まえ駅員のところに連れて行った頃も泣いてしまうような状況だった等の事実からも、納得がいく。だとすれば、確かに、被告人の手から被害者の着衣の繊維が検出されなかったとしても、被害事実の存在は否定し難い上に、人違い（犯人取り違え）の可能性もない（二審）ようだ。なお、破棄された一審の無罪判決も（かなり考えたところはあって）人違いの可能性は否定し、また被告人の供述は余り信用できないとしつつ、被害者の供述の信用性には疑問を差し挟む余地があるとし、その論拠として、被害者は、犯人から離れようとしていなかった理由として、「1」犯人から離れることは、或る駅では状況上物理的に困難だったと主張するが、むしろ正反対の状況だったし、「2」「怖くて」逃げられなかったとも主張するが、本件痴漢行為の内容・程度等からして、逃げられないほどの恐怖を本当に感じていたかは疑わしいこと（等）を挙げていた。しかし、二審の認定では、「1」は状況誤認だし、「2」も、密着性・体格差・年齢差もあるし、人生初めての痴漢被害体験でもあるなど、合理的な判断ではない、とされた（なお、「検察官上訴」につき斎藤・東電八四のほか、周防二三七（木谷））。

そのほか、「被告人供述によっても……被告人の着衣と本件女性の着衣が数回接触した事実が認められ……着衣と着衣が接触した場合に……着衣に他方の着衣の繊維片が必ず付着するとはいえないから」、「混雑した通勤列車内において……約一五分間にわたり、被害者に対し、その背後から、自己の右足を、同女の両足の間に差し入れ、つま先を床に付けたまま踵を浮かすようにして時折上下に動かし、着衣越しに同女の両太股付近にすり付けるなどし、途中で被害者が体の向きを変えても、それに追従するように体勢を変えて痴漢行為を続けた」と認定できるとされ、「故意に行った」ものであることも優に認定できる、とされたケースもある（名古屋高判平二三・一一・二四（下山保男裁判長））。

（八）しかし、言い逃れを許さないため、また冤罪を極力なくすためには、繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的捜

査を励行する必要があることは、改めて強調しておかなければならない。たとえば、第三款（一）で触れた西武新宿線第三（パンツ内に手を入れ陰部を触るなどした）のはむしろ「外国人風の男」か）事件で、警察が付着物を採取するのを忘れた大失策がなかったなら、既に一番で無罪となった可能性が高そうだし、第四款（四）で取り上げた西武新宿線（第一）事件（手を勃起・露出した陰茎に一〇分間ぐらい擦り付けられたと称する矢田部事件）でも、微物採取・DNA鑑定がなされていれば、これまた既に一番で無罪決着が付いたかと思われるのだ。

また、第五款の第三段落《6》で触れたように、プロの警察官が痴漢行為を現認したと主張された事件についてさえも、無罪判決が続いている。たとえば、東京高判平二四・四・二六〔井上弘通裁判長〕は、痴漢取締中の警察官が列車内で男が痴漢（女性の陰部などを下着の上から触る行為）をしているのを現認し、この男を、列車から降りてホーム上を追跡し逮捕したが、その間に他の人物と混同することはなかった、旨の当該警察官の証言に基づき（なお、被害女性は犯人と被告人が同一かは分からないと供述）、一番は被告人を有罪とした事件につき、同警察官がその追跡中に、以後の捜査に資するため、その男を携帯電話のカメラで撮影したという写真に写っている人物と、本件当日等に写真撮影された被告人とは、別人と判断するのが妥当であろう旨の鑑定に基づき、被告人を犯人とするには合理的な疑いがあるとして、逆転無罪を言い渡したものである（なお、第四款〔五〕の宇都宮線事件でも、「被告人が犯行を認めている」旨の鉄道警察隊員の証言を疑問視）。たまたま警察官が写真を撮っていた（そして、弁護人がこの写真の吟味も怠らず、鑑定に持ち込み、二審もこれを容れた）から良かったものの、この偶然がなければ一審と同様に有罪になっていた危険性は高かるう。やはり、きちんと科学的鑑定を励行すべきなのだ！

なお、神戸地判平二三・一一・一五〔片田真志裁判官〕では、深夜路上で走り寄って被害者（痴漢犯人等の検挙を目

的として捜査に当たっていた婦人警官)の胸を触ったという行為については裏付けとなる客観的な証拠は存在せず、有力な目撃者の証言もなく、「かえって、逮捕後の鑑定の結果、被告人の右手掌部から粘着テープにより採取された微物からは、被害者が着用していたニットジャージの繊維は検出されず、また、ニットジャージの右胸部から採取された微物についても人由来のDNAは検出されなかった。ただし、被告人の右手の平が被害者の右胸を触ったものの、一瞬であったために繊維やDNAの付着に至らなかったという可能性もあり……」(なお、被害者の証言より被告人の供述の方が真実を感じさせる)とされている。

やや事案異なり、横浜地判平二四・一〇・一九〔毛利晴光裁判官〕は、捜査員二名による——電車内で被害者の後方に立ち着衣の上からその腰部付近に自己の股間を押し付けたのを現認したとしての——現行犯逮捕だが、被害届は出ているものの被害者の証言は得られず(調書にも証拠能力がなく)、他の目撃者の確保もなされていないほか、被告人の着衣に被害者の着衣の繊維が付着していたか否かについての捜査も全くなされておらず、その理由として「被告人は本件電車に乗り込むときに被害者を押しながら入っていったので、その時点でも被告人の着衣に被害者の着衣の繊維が付着してしまい、どちらで付着したか判別できない」と思い、繊維の捜査をしなかった」などと供述しているが、余り納得のいくような説明とは思われない(なお、被告人の供述は非常に具体的であるなど一概に全面排斥し難い一方、両警察官が述べる被告人の姿勢は異様・不自然さを否めず、供述の誇張・すりあわせも疑われ得る)、と指摘している。なお、名古屋地判平二四・二・二一〔水野将徳裁判官〕は、駆け付けた警察官は直接逮捕したのではなく、追跡中の被害者と途中合流した同女の交際男性に捕まえられた者の引渡を受けた事案に関し、繁華街の路上で背後からワンピースの裾をめくって、臀部を直接手で触ったとして起訴された元会社社員につき、捜査機関は微物を調べるなどして犯行を客

観的証拠によって裏付けてはおらず、また、被害者は被告人の痴漢行為を直接目撃した訳ではないし、それまで交際男性との喧嘩的やり取りに長らく関心が向いていたなど、観察・供述の正確性に疑問を容れる余地があり、別人の犯行の可能性を否定できない、として無罪を言い渡している。

また、中央本線事件（続弁護二三六）の名古屋簡判平一九・一〇・三一（山本正名裁判官）は、本件前に被害者（二歳の女子大生）は二回も（同一犯人からの）痴漢被害に遭ったとして警察に相談したことからなされた（犯人検挙目的での）同行警乗の三回目の本件当日四人の警察官が取り囲んで監視する中で痴漢が三分ほど現認されたとして被告人が現行犯逮捕された事案につき、列車内で着衣越しに、被害者の大腿部付近に陰茎を押し当て、また手甲部で胸部に触ったとして起訴された被告人と小柄な被害者とは二〇センチ以上の身長差があることと関連して、計測など客観的科学的な裏付けを欠いた（被害供述だけ偏重の）捜査を批判する等、様々な問題【被害者・目撃警官らの供述の信用しにくさ・不自然さ・変転・不一致等、脅しとアメでの自白強要（被告人は、警察への自白のほか、妻と共に被害者の父に土下座謝罪までした由）、前二回被告人痴漢という前提（での立証作戦）の不成立（なお、Ⅲ3〔Ⅳ〕の小林事件）、押し当て「回避」の疑わしさ、検察の主張の揺れなど】を極めて詳細に指摘した無罪判決であり、これまた警察・検察の反省材料とされて良さそうだ。その職務熱心や被害者支援の熱意は敬意に値するが、それらのみでは（冤罪回避への注意・熱意の方は欠けるときは）冤罪の危険はむしろ増大し得る。もともと密着は当然の満員・詰詰めの電車内の上にズボン・コートを含む着衣越しのことであり（陰茎勃起も、警察官の一部も疑問視した由の、特に「三回とも」など疑問な想像にとどまる）、電車の揺れ等でないのか、故意的か否かなど、極めて微妙で判断の難しいケースで、素人の被害者の思い込み・自己正当化等かも知れない主観的・感覺的な判断・主張に綿密な検証なしに依拠した（また、被害者

への熱い気遣い、検挙への焦りが突出した」ところに非常な危なっかしさを感じられるだけでなく、中年被告人の連日の深夜勤務と一日平均四時間未満の睡眠時間なども考慮すれば、間違えた可能性が著しく高そうだ（裁判所は、問題の時点では被告人は鮎詰め状態の中で立っただま「うとうと」睡眠していたのであり、勃起もなかった、と認定）。なお、微物採取・繊維鑑定はなかったようだが、本件では仮に繊維鑑定で「シロ」と出れば身長大差等の問題が裏付けられ得たかと思われる。

〔九〕 繊維鑑定やDNA鑑定のための警察官による微物の採取への不協力・拒否や保全の妨害（事情精査が必要だが、手を洗ってしまう等）は、痴漢行為の存在を推認させる事情とされることがあり、個別結論の可否はともかく、それ自体は一応もつともだが、不協力等に正当な理由ないし無理もない事情等が窺われれば、その推認は否定され得る。たとえば、第二款の東京高判平二六・一二・一一〔村瀬均裁判長〕は、被告人が微物の採取を拒否するなどしたのも、犯行に及んでいない者の言動として必ずしも不自然・不合理とはいえない特殊事情（特別の意識・感情）が考えられると指摘している。また、第五款《甲》〔B〕で触れた大阪地裁堺支部平二二・一一・一二〔飯島健太郎裁判官〕では、被告人が微物採取（結果が出るまで一週間なり釈放されないと説明に納得しなかった。）やポリグラフ（いわゆるウソ発見）検査等に応じなかったことには相応の理由があったと認定されている。

他方では、容疑者・被告人の方から繊維鑑定・DNA鑑定などを積極的に求めた場合には、痴漢行為の不存在を推認させるのが一般と考えるのが公平でもある。

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

以下に述べることは、ごく大雑把な目安（あるいは、その一基礎）になり得るにとどまるが、それでも多少の参考にはなるかと思われる。「弁護」「続弁護」を主とする文献、新たな裁判例情報（及びネット情報。ネット情報のみは一件）で小生が比較的簡単に知り得た、平成一〇年以降の無罪（少数の電車内事件ではないものを含む。一部無罪は除く）事件に限っても（なお、上級審で逆転有罪となったものは除いているほか、検事控訴があり高裁でも無罪判決があつたものも一件に数えている）、五九件ほどに上つている（なお、うち、逆転無罪となったものは二四件ほどである）。これは、有罪率（有罪人員数／有罪人員数＋無罪人員数。ただし、略式命令事件を除く一番での数値）九九・九％位などといわれる我が国の刑事司法の中で突出した数値といえ、痴漢被告（公判請求）事件に限れば有罪率は大きく低下すると見込まれる。

なお、「無罪」になつたと言っても、犯人と断定するには合理的な疑いが残るというに過ぎない場合が多く、むしろ、真犯人なのに有罪認定・処罰を免れたケースが沢山あるのではないかと疑う向きもある。一応もつともであるが、実際には、起訴されながら無罪となっている場合は、反証等によつて起訴の根拠が大きく揺らいだ場合が多く、本当に無実そうなケースが大部分のように感じられる。

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！

冤罪の危険を避けにくい逮捕より、被害予防・深刻被害防止、早期中止要求発声・防衛こそ、推奨される。痴漢犯人の逮捕は結構でも、犯人が誰かを間違えると（あるいは、本当は荷物等が当たっていたに過ぎないのを痴漢と錯覚し、捕

まえると、相手やその家族の人生も狂わせるような大変な事態となり得るし（至極啓発的な、矢田部、鈴木、小澤の各本など参照）、自身も、誤って逮捕した重い道義的・法的責任を（特に無過失と言いつれぬ限り）負うことにもなる。そうした「冤罪」を生み出さない適切な対応は、以下のようだと考えられる。

〔A〕「上着の上から尻に触られた」程度の時は、被害は比較的軽いし、本当は当たっているのは荷物等だったり、手等は触れていても、わざとではなかったり（非故意的だった）等の、誤信の可能性も大きいので（第一款参照）、逮捕には、間違いなく痴漢か、困難でも、極めて慎重な見極めが要請される。むしろ、現実的で無難な、しかし有効な対処方法として、適当な大きさの声、時には大声で、なるべく、少しでも異常を感じた時からすぐに、相手を格別限定せず（厄介な特定など無用!）、「ちよつと!」、「よして!」、「お止め下さい!」あるいは（陶酔に耽っている場合の相手には大量の冷水を頭から浴びせるようなものだが）「やめろよ! てめえ!! 何なんだよ! おめえはよー!!」など叫ぶ辺りが適当だろう（本来の奥ゆかしさは措き、役者を演じ切れれば良い）。あるいは、何なら、気の向くままに怒鳴り続ければ、迫力満点で、痴漢撲滅に大いに貢献するし、とかく溜まりがちなストレスも綺麗さっぱり解消され、実に健康的だ。もし、叫ぶのが困難・苦手なら（しかし、痴漢を怖がる必要は全くない。ピクピクしているのは痴漢の方だし、いざとなれば周囲の人達が圧倒的に味方になってくれる。痴漢に味方する者などいない）、あるいは、それでは気持ち収まらないなら、痴漢の手をつねり、あるいは、引つ掻くのも一案だ（この関係は、I 要点概説（七）で詳説。

大声で叫ぶのは、むろん恥ずかしいことでは何らない。甘受・更なる被害こそ恥ずかしいことだし、痴漢をつけ上げさせる。悪くすると、「この女、きつと、全然もてないもんだから、このオレ様に触って頂いて、内心すぐく嬉しいのだな」などと誤解されかねない（痴漢依存症の者ないし痴漢の常習者には、むしろ喜ばれるのだという誤解が多いとか）。

何より、恥ずかしい事をしているのは痴漢の方なのだし、痴漢に対しては怒るのが当たり前で、こともあろうに、痴漢に（褒美でも出すために）たっぷりと体を触らせてあげる必要などむろん毛頭ないのだ！ それだけではない。たっぷりと触らせてあげることは、犯人に甘い味を堪能させ、益々痴漢の快楽に溺れさせて、更なる痴漢被害者を生み、増やすことにもなる（自分だけの問題ではない）！ 逆に言えば、痴漢被害者がごぞつて即時断固排撃・反撃するようになれば、痴漢の激減（また、それに伴い、痴漢冤罪の激減）、更には「痴漢（・冤罪）のない社会」が見込まれるのだ。大声で叫ぶことは、欲望充足を許さず、恥をかかせ、逮捕の恐怖も与え、痴漢予備軍も震え上がらせるなど、反撃・懲戒等として至当である（悪いと余り分かっていないような鈍感・愚鈍な男に対しては、至極教育的でもある）。しかも、痴漢か、それとも、意識せず・悪気なく単に鞆等の持ち物や手を接触させているだけかはっきりしなくても、いずれにしても迷惑行為だから、「止めて！」等と叫んでも何ら差し支えないし、犯人が誰か分かりにくい混雑状況で叫んでも、相手を「誰」と特定する訳でない以上、「的を外す」心配も（名誉毀損の問題も）ないのが大きなメリットだ。痴漢が始まった途端に、あるいは痴漢の前触れかと感じた時に既に予防的に、叫ぶこともできるし、声の大小も自由で、最初は小さい声で、それで収まらなければ段々声を大にするのも一案だ。何より、痴漢を捕まえるより、痴漢を防ぐことを第一に考えるのが、当然合理的で、叫ぶのは真に理にかなっている。

〔B〕対応（中止要求・反撃）ができません、遅れ、あるいは侵害が急激・過激で、被害深刻の場合は捕まえ駅員・警察に突き出すとしても、冤罪の場合には無実の人やその家族は人生を狂わされるほどの大打撃を受けるため、そのようなことのないよう、〔1〕本当に痴漢だったのか（たとえば、体を手で触られたのではなく、単に鞆等が当たっていたに過ぎない、というようなことはないか）、また、痴漢だとしても、〔2〕人違いの恐れはないのか、が早晚大きな問題となることが

非常に多い。ことに、犯人の正確な特定は、しばしば、普通人が素人考えで簡単に（大体すぐ後ろか前の怪しげな男が犯人だろうなど）考えるより、遙かに難事であり、たとえば、巧妙に——考えようによっては、単純に痴漢を働けば、逮捕等される危険は極めて顕著かつ明白なので、その危険を第三者に転じ自らは免れる工夫として、取り立てて「巧妙」というより、至って自然なこと（どこの誰でも考え付くようなこと）だが——、第三者を間に挟んで、あるいは、被害者と第三者が向き合い又は前後している横合いからひそかに、痴漢を働く者が多いとみられるので（上記第三款参照）、「人違いの恐れなく確実に被逮捕者・容疑者・被告人が真犯人だと特定できたのか」の点が、捜査官や特に裁判官に十分に納得してもらえない場合も、有罪にしてもええ、痴漢被害自体に続く捜査協力・出廷・証言の重複的大負担の上に、思うような結果も出ず、悔しさと落胆だけが残る酷い無駄骨折りになってしまう。更に、悪くすれば、冤罪で甚大な迷惑をかけ巨額の損害を与えた負い目まで背負うことになり、また、相手から訴えられかねない。

それを避けるためには、勇気を出して、車中で（ホームに降りてから捕まえるのでは、客観的に誤認の恐れが強くなるし、犯人に間違いないとの主張も説得力が弱くなる）、それも、痴漢の現場で、——実際にはなかなか難しいとは思われるが——犯人がまさに痴漢行為をやっている最中に、そのまだ痴漢をしている最中の手を何とか確実に視認（目で見て）の上で、同じその目で、手から腕・肩を辿って顔（ないし、極めて特徴のある衣服）まできちんとじっくり確認して（荒木・STOP 五九参照）、その手を掴まえ、あるいは（とくに、その顔までの延長的な視認が無理な場合には）、視認したその痴漢中の手を引き続き視認して——あるいは、痴漢の手をスカート等の内側で——掴まえ【秋山・裁判官一三二、同・迫る二八六のほか、第五款で触れた東京高判平二一・六・一一での阿部裁判長らによる逆転無罪判決（被害者が

手を掴んだのはスカートの外側であること、その際、犯人の手であると目で確認してはいないこと等に照らし、被害者の掴んだ手が犯人のものだとは断定し難い」を初め、第五款《甲》に挙げた諸判決参照」、決して離さず、何が何でも掴まえ続けて、「痴漢です！ 捕まえて下さい！」等と大声で叫ぶべきだ。叫ぶこと自体は、多数の裁判例の女性が実行していることで、必ずしもそう困難とは思われない⁽¹¹⁾。もし、それでも、捕まえてくれる者が現れないときは、掴まえ続けている犯人を自身でそのまま駅事務室辺りに連行すべきだ。なお、痴漢中の手の捕捉・継続保持については、犯人も摘発を逃れるため必死になるので、手を振りほどかれる——その結果、逮捕・処罰に失敗する——蓋然性が高いとは思われるが、その場合でも、痴漢を中止させることができるうえ、犯人に恥辱を与え、恐怖を感じさせ、痴漢繰り返しを止めさせる見込みは絶大だろう。

これら、痴漢中の手の視認および顔までの延長的視認の上での、あるいは、痴漢中の手の視認と引き続き視認しての（あるいは、スカート等の内側での）その手の捕捉と継続保持、が（大混雑・密集・抵抗等のため）できない場合——实际的には、それがむしろ大部分の場合かも知れないが——には、大変なことになる誤認逮捕を避けるため、逮捕ではなく⁽¹²⁾、もつばら、「A」で述べたような、中止要求発声・防衛の方を選択すべきである。

なお、犯人特定に自ら不安が残る場合は、間違っている危険が尚高いし、人違いの場合、相手やその家族の人生を狂わせるような取り返しのない大打撃を与えることになる（従って又、相手から訴えられる可能性もある）ので、犯人指定は断然止めるべきである！

(9) (対応の本文は、第六款(三)第二段落) ESG投資とは、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のウェブサイ

トの説明を一部借用すると、『環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の英語の頭文字を合わせた言葉です。投資するために企業の価値を測る材料として、これまではキャッシュフローや利益率などの定量的な財務情報が主に使われてきました。それに加え、非財務情報であるESG要素を考慮する投資を「ESG投資」といいます。ESGに関する要素はさまざまですが、例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は女性従業員の活躍、「G」は取締役の構成などが挙げられます。ESGという言葉が知られるようになったのは、二〇〇六年に国連のアナン事務総長(当時)が機関投資家に対し、ESGを投資プロセスに組み入れる「責任投資原則」(PRI、Principles for Responsible Investment)を提唱したことがきっかけです。二〇〇八年のリーマン・ショック後に資本市場で短期的な利益追求に対する批判が高まったこともPRIの署名機関増加につながり、二〇一七年四月時点で一七〇〇を超える年金基金や運用会社などがPRIに署名しています。このうち年金基金などアセットオーナーの署名は三四六にのぼり、その運用資産残高の合計は一七兆ドル(約一八〇〇兆円)近くに達しました。GPIFも二〇一五年にPRIに署名しています。』といったものだ(二〇一七・九・二七のNHKテレビ午後一〇時からの『クローズアップ現代+』での「二五〇兆円ESG投資! 世界急増・遅れる日本」、二〇一七・一一・一八朝日の年金基金投資先に関する記事「年金マネー、環境・社会に生かす」「貢献企業に投資拡大へ」等、二〇一七・一一・一九朝日記事「環境・社会配慮の投資 企業は変わるか」等、二〇一八・八・二二「二〇三〇 SDGsで変える」トップが語る… 中西宏明・経団連会長」と、二〇一九年にまたがる続き、二〇一九・五・八朝日「公的年金の運用 グリーン債でも GPIF、ESG投資拡大」、二〇二〇・一・一四ロイター「ブラックロック(米資産運用大手)が投資再配分の方針、気候変動対策の強化求める」、なお、二〇一九・九・一一朝日「人権を守る企業の責任(アニタ・ラマサストリさん)」、銀行「融資」の分野でも、二〇一九・一一・四朝日「環境や人権重視 融資でも」、なども参照。

(10) 「対応の本文は、第六款(四)第二段落」 最判平三〇・五・一〇【DNA型鑑定信用性を否定した原判決を破棄し、控訴を棄却。評釈等として、たとえば、「混合資料である可能性が抽象的なものに過ぎないのか、経験則上あり得るものなのかは、専門的知見を有する者でなければ容易には判断できない」とも説く村瀬均・刑事法ジャーナル五八号一五一、「法廷において、科学的正当性を、より分かりやすく示すよう工夫することも必要であった」とも指摘する前田雅英・捜査研究八一号二、「最高裁がなぜ鈴木鑑定を合理的と認めたのか、鑑定証言を信用したということ以外が分かりづらい」旨も指摘の徳永光・新判例解説Watch刑事訴訟法二一六番、「他の専門家の意見を聴取するなどして」とも説く宮崎香織・警察

学論集七一巻八号一五九、本最判に、別の専門家の意見を求める道を自判で絶った点も含めて、批判的な久保田共偉・刑弁九八号一一八、やはり本最判に批判的な松倉治代・刑弁九八号一二三]については、科捜研鑑定と鈴木廣一鑑定が部分的に食い違っていることに関連して、一四座位のS T R型等の一致などの意味との対比において、突然変異が生ずることもそれほど稀ではないのか等につき、刑事事実認定の在り方に照らし(十分な社会的納得のためにも)、一応少しは説明がほしい気もなくはない(なお、判例時報二四〇三号一二三のコメント、原判決、徳永・上掲など参照)。関連して、確かに、原判決には、専門家の意見の(直接的)援用無しに鈴木鑑定(その権威は事実上当局の折り紙付き)に逆らっている危うさがあるが、有罪とするにしても、裁判所自体は(鈴木鑑定……の内容は専門的知見に裏付けられた合理的なもの認められる)等と請け合っても)やはり専門家ではないのだから、突然変異や混合資料の可能性に関し、ややスタンス・傾向の異なる他の専門家の意見聴取も経ていれば(重要なケースであるから、そうする価値は十分ある)、信頼度ないし市民の納得度が高い向上し得たかと思われる。ちなみに、事情が異なる面もあるものの、心神喪失・心神耗弱に関わる責任能力の問題では、裁判所はしばしば、被告人に不利益な方向で、精神医学者の鑑定に依拠せずに(あるいは、むしろ逆らつて)、完全責任能力あるいは限定責任能力を認めており(比較的最近では、最判平二七・五・二五〔死刑!〕。なお、最判平二〇・四・二五の差戻を受けた東京高判平二一・五・二五も鑑定に従わなかったし、最決平二一・二一・八〔最判解六四六、翌年度重判解二〇二〕も出ている)、注目されよう。しかも、原判決は専門家の意見を援用していないにしても、「疑わしきは被告人の利益に」鉄則を考慮して合理的疑いを容れる判断をしているという逆の方向性も、留意に値しよう。基本的には、「合理的な疑い」の範囲の取り方に関する相当対照的(一種一徹)な立場同士の対立のようにも思われる。

ちなみに、注目すべきことに、最高裁は、一層重大な「大崎事件」でも、同じ裁判長(二種のエリート司法官僚)の下で、同じく破棄・自判で決着を付けている。それは、再審開始は認めないという令和元年六月二五日付最高裁決定である。この事件については、入江秀子『叫び―冤罪・大崎事件の真実』という(実質的には、再審請求人のお一人である大崎アヤ子さんとの共著ともいえる)極めて注目に値する本があり、小生、これにつき、アマゾン上に、「森の読書人」の名で詳しいカスタマーレビューを書いているが、小生のみるところ、この最高裁決定は、破滅的で到底支持し得ない。とくに、本決定は、弁護側提出の(「豊富な経験と専門的知見を備えた法医学者」と認められる)東京大学名誉教授の法医学鑑定は、専門的知見・科学的推論に基づくものとして尊重すべきだが、「決定的な証明力を有するとまではいえない」と称して、(上記拙レビュー

に示したように元々任意性・信用性の甚だ疑わしい）他人の自白・目撃証言を、（決定的に無力化しないまでも、少なくとも）疑わせることを強引に否定する一方、複数の再審請求等に加え特別公務員暴行陵虐の訴えまで出ている当時の捜査をも首信して、それらの供述証拠の信用性は、法医学鑑定によっても疑義を生じないほど「相応に強固」などと断言し、その主たる論拠の一つとして、関係者の供述が相互に支え合っていることを挙げるが、捜査官が支え合わないような供述を取るのほむしる普通ではない。また、決定は、死体遺棄の存在は否定できず、現場の状況等からして、有罪が確定している親族ら以外に遺棄犯（殺人犯）は考えられないとするが（これに対し、他の遺棄者の可能性を指摘するのは、原決定のほか、殺人事件性を説得的に否定する、門野博「大崎事件最高裁決定について——このような認定が許されてよいのか」法セミ七七六号一。なお、入江・上掲四、五三、二二四）、遺棄以外の可能性は無視し得るかも甚だ疑問である（なお、斎藤・東電八六「精緻」認定の危険）。おまけに、再審開始を認めたそれぞれ力作の一・二審決定を共に否定し、唯我独尊的に幕引きを強行している（なお、刑訴法四四七条二項）。更に、前掲最判平三〇・五・一〇では、専門的鑑定を自身の意見で疑問視した原審の無罪判決を咎めながら、本件で基本的に（検察の先導はあれ（なお、原田・人情四七、九七））自らの一方的な素人意見で（謙虚さのかけらもなく）高名な法医学者の鑑定を實質無価値とまで断じて有罪確定判決を固守するのは如何なものか。最高裁は劣化してしまったかとの思いを禁じ得ない。

(11) 「対応の本文は、第九款の後ろから三番目の段落」被害女性に勇氣・努力も声も確実性も求めるべきではないとして、車内痴漢通報ボタン設置の提唱もあるが（斎藤章佳・第八章参照）、もしも、痴漢継続阻止を超え、あくまで犯人逮捕まで目指す措置とする場合には、大き過ぎる危険や混乱があるろう。

(12) 「対応の本文は、第九款の後ろから二番目の段落」本文記載のいずれの態様でも痴漢中の手の視認・捕捉と継続保持ができなかった場合であっても、相当の場合には（たとえば、臍内に指を挿入した犯人が争われた弁護一九〇・三一七・三一九の小田急線事件参照）、警察において、被疑者の同意を得て、DNA・繊維鑑定のための微物採取（及び被疑者の氏名・住所等の確認）だけを即時行って直ちに釈放し、クローの鑑定結果が出ない限りは、後日の逮捕等もなしとする扱いにする、というのも一案か。

これだと、無実なら普通同意し、助かるのではないか。他方、犯人なら普通同意しないようでもある。だが、然るべき理由もないのに同意しない場合、「一」嫌疑濃厚として（逃亡・罪証隠滅〔体液洗い流し等〕する恐れも認められる限り）逮

捕も可能となり得よう（また、そう告げられれば、犯人でも仕方なく同意するのが普通でなかろうか）、〔2〕また有罪認定しやすくなるのではないか（第七款〔九〕参照）。もちろん、微物採取・DNA鑑定で有罪の確証が得られる等の場合もある。これらの結論は悪くもなさそうだ（繊維鑑定については、第六款末尾も参照）。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）